

# 地域密着型通所介護サービス重要事項説明書

## 通所型サービス重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

#### 1 提供できるサービスの地域と種類

事業所	デイサービス 絆 直島
事業所番号	地域密着型通所介護 3791400025
	通所型サービス 37A1400014
所在地	香川県香川郡直島町2396-12
管理者の氏名	生駒 麻由子
電話番号(FAX番号)	TEL 087-899-2123 FAX 087-899-2128
サービスを提供する地域	直島町

\* 上記の地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### 2 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	合計
管理者 兼 生活相談員	1名		1名
生活相談員	1名	3名	4名
看護職員			0名
介護職員(調理員含む)兼機能訓練指導員	1名	5名	6名

#### 3 サービス提供の時間帯 要支援 8:50～15:30 要介護 8:50～15:50

月、火、水、木、金曜日

営業時間 8:00～17:00

但し、1月1～3日はお休みとさせて頂きます。

### 2. 事業の目的と運営方法

#### 1 事業の目的

株式会社絆が開設するデイサービス 絆 直島(以下「事業所」という。)が行う指定介護事業及び通所型サービス事業(以下「通所介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び総合事業を提供することを目的とする。

#### 2 運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援、世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援、世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

①【通所介護】「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力・運営規程に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行う。」

②【通所型サービス】「その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとして行う。」

### 3 サービスの特徴

利用者一人一人の生活習慣を考慮し、自らの意志で機能訓練・レクリエーションに取り組めるよう支援、介助する。個々にあったプログラム作成に取り組み、利用者と家族の意向を組み込めるようにする。

### 3. サービス内容

- 1 日常生活上の支援、世話(排泄、移動・移乗、養護)
- 2 機能訓練(日常生活動作、レクリエーション、行事的活動、体操、筋力向上)
- 3 食事の提供
- 4 入浴介助
- 5 送迎
- 6 日常生活上の相談、助言
- 7 その他利用者に対する便宜の提供

### 4. 利用者負担金

- 1 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額及び市で定めるサービス費の額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その額に「介護保険負担割合証」記載の負担割合を乗じた額とします。

サービス費		【7時間以上8時間未満】		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護 1	利用者負担金	1回につき	753円	1506円	2259円	
要介護 2	利用者負担金	1回につき	890円	1780円	2670円	
要介護 3	利用者負担金	1回につき	1032円	2064円	3096円	
要介護 4	利用者負担金	1回につき	1172円	2344円	3516円	
要介護 5	利用者負担金	1回につき	1312円	2624円	3936円	

### 総合事業

要支援 1	利用者負担金	1月につき	1798円	3596円	5394円
要支援 2	利用者負担金	1月につき	3621円	7242円	10863円

入浴加算	利用者負担金	1回につき	40円	80円	120円
送迎減算	利用者負担金	片道につき	-47円	-94円	-141円

※入浴については、ご利用することもできます。

その他の費用

食事代 650円(おやつ代含む)

おむつ代 (紙パンツ 100円、 尿パット 50円)

手芸等に使用するもの 300円

※介護保険外サービス

1時間 500円にて最長17時まで利用できます。(30分単位で精算します。)

保険料の滞納などにより、サービス費の1割の「利用者負担金」で利用出来なく

なる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険給付分の支払いを受ける手続きが必要となります。

## 2 利用者負担金のお支払い方法

前記の料金、費用は1ヶ月毎に計算し、ご請求致しますので、翌月10日頃までにお支払いください。

## 3 領収書の発行

事業所は、利用者から利用者負担金の支払いを受けた時は、領収書を発行します。

## 4 キャンセル料(要介護者)

お客様の都合によりサービスを中止する場合、次のキャンセル料をいただきます。

但し、利用者の病状の急変、緊急時など、やむを得ない事情の場合は不要です。

利用日の2営業日までに連絡があった場合	無料
利用日の1営業日までに連絡があった場合	負担金の50%
利用日の1営業日までに連絡がなかった場合	負担金の100%

キャンセルが必要となったときは、至急ご連絡ください。

連絡先 デイサービス絆 直島

087-899-2123

## 5 施設・設備の使用上の注意

施設・設備を破壊したり、汚したりした場合には自己負担にて原状復帰をしていただくか又は相当の対価を支払っていただきます。

## 5. 非常災害対策

- ①事業所は、非常災害その他緊迫の事態に備え、常に関係機関と連携を密にし、るべき措置についてあらかじめ消防計画などの対策をたてて、年に2回利用者及び従業員の訓練を行います。
- ②サービス利用中に警報が発令され、町が避難所を設置する事態となった場合にはサービスを中止し自宅又は避難所に送迎します。
- ③前日の夜又は当日の朝に警報が発令されて送迎が危険と思われる場合又は停船にて職員が出勤できないことがわかっている場合には臨時休業とします。

## 6. 事故・緊急時の対策方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援事業者などへ連絡します。

## 7. 相談・苦情窓口について

場所	担当	電話番号・FAX
デイサービス絆 直島	管理者 生駒	087-899-2123
直島町役場	住民福祉課	087-892-2223
香川県庁	長寿社会対策課	087-832-3269
香川県国民健康保険団体連合会	苦情処理係	087-822-7431

デイサービス絆 直島についての受付時間は8:00～17:00とする。

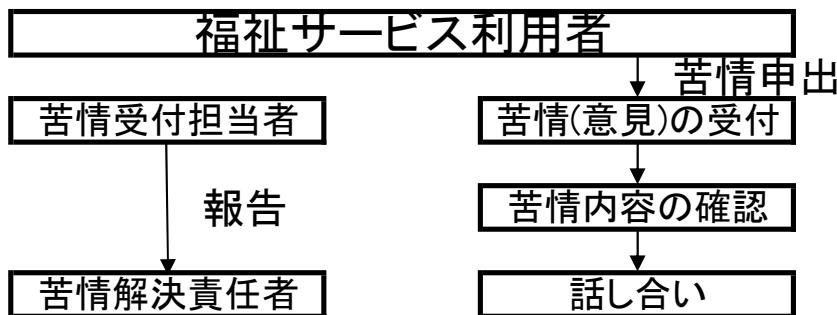
## 8. 第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施 なし

結果の公表 なし

# 苦情解決の概要

デイサービス絆 直島



《相談・苦情窓口》 対応時間 9:00～15:30

苦情担当責任者	中元 正子	087-899-2123
苦情受付担当者	生駒 麻由子	

## 《苦情解決体制・手順》

1. 苦情解決責任者  
苦情解決の責任主体を明確にするため、取締役を苦情解決責任者とする。
2. 苦情受付担当者  
サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。
  - ・利用者からの苦情の受付
  - ・苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
  - ・受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者への報告
3. 苦情解決に向けての話し合い  
苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。  
話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認をする。
4. 苦情解決の記録、報告  
苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。
  - ・ 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録をし、5年間保管する。

## 《その他》

### 公的機関の苦情相談窓口

直島町	087-892-2223
香川県庁	087-832-3269
香川県国民健康 保険団体連合会	087-822-7431

# 事故発生時の概要

デイサービス絆 直島

## サービス提供時に事故発生

- ・外傷の有無・身体状態を確認（必要があれば医療機関に受診）
- ・利用者の家族等への連絡
- ・居宅介護支援事業者へ連絡

## デイサービス絆から町（保険者）へ電話連絡・事故報告書を提出

- ・文書による第一報は、3日以内に行う  
重大性の高い事故については第一報を電話で行い、その後様式1を提出する
- ・事故発生後の経過については、適宜連絡を行う
- ・必要に応じ関係機関へ遅滞なく連絡を行う

## デイサービス絆から町（保険者）へ事故後の対応を報告

- ・事故発生後の処理等が終了後（2週間以内）、報告様式2により事故報告を行う

## 町から県へ報告

事故担当責任者	中元 正子	087-899-2123
事故受付担当者	生駒 麻由子	

事故に対応する保険に加入しており対人事故補償で治療費を補償します  
利用者から治療費をいただくことはありません

介護保険・社会福祉事業者総合保険  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 補償内容

- ・身体・財物に対する賠償責任
- ・使用不動産補償